

連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の個別帰属額の計算に関する明細書

連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の個別帰属額の計算に関する明細書				連 事 年	結 業 度	・ ・ ・ ・		法人名	()		
当 期 留 保 金 個 別 帰 属 額 の 計 算	個 別 留 保 所 得 金 額 (別表四の二付表「56の②」)	1	円	所 得 結 算 基 準 額 を 個 別 帰 属 保 税 額 の 計 算 と す る 場 合	個 別 所 得 金 額 (別表四の二付表「56の①」)	25	円				
	連結法人間配当等の当期支払額	2			非 適 格 合 併 に よ る 移 転 資 産 等 の 譲 渡 利 益 額 又 は 譲 渡 損 失 額 (別表四の二付表「45」)	26					
	連結法人間配当等の当期受取額	3			外 国 子 会 社 等 か ら 受 け る 剰 余 金 の 配 当 等 の 益 金 不 算 入 額 の 個 別 帰 属 額 (別表八(二)「13」+別表十七(三の四)「17の計」のうち帰せられる金額)	27					
	前 期 末 配 当 等 の 額 (連結法人間配当等の額を除く。) (前期の(5))	4			受 贈 益 の 益 金 不 算 入 額 (別表四の二付表「9」)	28					
	当 期 末 配 当 等 の 額 (連結法人間配当等の額を除く。)	5			適 格 現 物 分 配 に 係 る 益 金 不 算 入 額 (別表四の二付表「10」)	29					
	連結留保税額の個別帰属額がないものとした場合に法人税及び地方法人税の減少額として帰せられる金額並びに復興特別法人税の減少額として帰せられる金額の合計額	6			受取配当等の益金不算入額の個別帰属額 (別表八の二「30」)	30					
	連結留保税額の個別帰属額がないものとした場合に法人税及び地方法人税の負担額として帰せられる金額並びに復興特別法人税の負担額として帰せられる金額の合計額	7			法人税額の還付金等(過誤納及び中間納付額に係る還付金を除く。) (別表四の二付表「23」+「26」)	31					
	住 民 税 額 の 計 算	別表一の二(一)「5」+「7」及び「10の外書」のうち帰せられる金額	8		基 準 個 別 留 保 金 額	連結欠損金等の当期控除額の個別帰属額 (別表七の二付表「19の計」+ (別表七の二付表三「9」若しくは「21」又は別表七の二付表四「10」))	32				
		個 別 所 得 金 額 に 係 る 連 結 法 人 税 個 別 帰 属 額	9			被 合 併 法 人 等 の 最 終 の 事 業 年 度 の 欠 損 金 の 損 金 算 入 額 (別表四の二付表「7」)	33				
	個 別 欠 損 金 額 に 係 る 連 結 法 人 税 個 別 帰 属 額	10	新 鉱 床 探 鉱 費 又 は 海 外 新 鉱 床 探 鉱 費 の 特 別 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 (別表十(四)「40」のうち帰せられる金額)			34					
	連結親法人が中小連結親法人以外の場合 (8)+(9)-(10)-(別表一の二(一)「11」のうち帰せられる金額-別表六の二(二)付表「14」-別表六の二(七)「19」-別表六の二(八)「19」-別表六の二(九)「30」-別表六の二(十)「20」-別表六の二(十一)「20」-別表六の二(十六)「19」-別表六の二(十九)「20」-別表六の二(二十)「19」)	11	対 外 船 舶 運 航 事 業 者 の 日 本 船 舶 に よ る 収 入 金 額 に 係 る 連 結 所 得 の 金 額 の 損 金 算 入 額 の 個 別 帰 属 額 (別表十(五)「20」のうち帰せられる金額)			35					
	連結親法人が大法人による完全支配関係がある中小連結親法人の場合 (8)+(9)-(10)-(別表一の二(一)「11」のうち帰せられる金額-別表六の二(二)付表「14」-別表六の二(四)付表「4」+「16」-別表六の二(五)付表「11」-別表六の二(七)「19」-別表六の二(八)「19」-別表六の二(九)「30」-別表六の二(十)「20」-別表六の二(十六)「19」-別表六の二(十九)「20」-別表六の二(二十)「19」-別表六の二(二十一)「15」-別表六の二(二十九)「20」-別表六の二(三十)「19」)	12	対 外 船 舶 運 航 事 業 者 の 日 本 船 舶 に よ る 収 入 金 額 に 係 る 連 結 所 得 の 金 額 の 益 金 算 入 額 の 個 別 帰 属 額 (別表十(五)「21」又は「23」のうち帰せられる金額)			36					
	住 民 税 額 (8)又は(11)又は(12)のいずれか多い金額)×(20.7%又は16.3%)	13	沖 縄 の 認 定 法 人 の 連 結 所 得 の 特 別 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 (別表十の二(一)「7」又は「12」)			37					
	当 期 留 保 金 個 別 帰 属 額 (1)+(4)-(5)+(6)-(7)-(13)	14	国 際 戦 略 総 合 特 別 区 域 に お け る 指 定 特 定 事 業 法 人 の 連 結 所 得 の 金 額 の 損 金 算 入 額 の 個 別 帰 属 額 (別表十(二)「7」のうち帰せられる金額)			38					
	積 立 金 基 準 額 を 連 結 留 保 控 除 額 と す る 場 合	連 結 親 法 人 の 期 末 資 本 金 の 額 又 は 出 資 金 の 額	15			国 際 戦 略 総 合 特 別 区 域 に お け る 指 定 特 定 事 業 法 人 の 連 結 所 得 の 金 額 の 益 金 算 入 額 の 個 別 帰 属 額 (別表十(二)「9」のうち帰せられる金額)	39				
		同 上 の 25 % 相 当 額	16			認 定 研 究 開 発 事 業 法 人 等 の 連 結 所 得 の 金 額 の 損 金 算 入 額 の 個 別 帰 属 額 (別表十(三)「7」のうち帰せられる金額)	40				
	期 中 増 減	適 格 合 併 等 に よ り 増 加 し た 連 結 個 別 利 益 積 立 金 額	18			認 定 研 究 開 発 事 業 法 人 等 の 連 結 所 得 の 金 額 の 益 金 算 入 額 の 個 別 帰 属 額 (別表十(三)「9」のうち帰せられる金額)	41				
	期 末 連 結 個 別 利 益 積 立 金 額 (17)+(18)-(19)	適 格 分 割 型 分 割 等 に よ り 減 少 し た 連 結 個 別 利 益 積 立 金 額	19			収 用 等 の 場 合 等 の 連 結 所 得 の 特 別 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 (別表十の二(二)「18」+「31」+「34」+「37」+「40」のうち帰せられる金額)又は別表十の二(二)「43」)	42				
	個 別 帰 属 利 益 積 立 金 差 額 (16)-(20)		20			肉 用 牛 の 売 却 に 係 る 連 結 所 得 の 特 別 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 (別表十七「22」のうち帰せられる金額)	43				
	留 保 金 個 別 帰 属 額 が あ る 連 結 法 人 の 個 別 帰 属 利 益 積 立 金 差 額 の 合 計 額 (14)の金額がある連結法人の(21)の合計額)		21			連 結 超 過 利 子 額 の 損 金 算 入 額 の 個 別 帰 属 額 (別表十七の二(三)付表「8の計」)	44				
	課税連結留保金額の計算における積立金基準額 (別表三の二「15」)		23			個 別 課 税 対 象 金 額 等 (別表十七(三)「35」+別表十七(三の二)「22」)	45				
	個 別 積 立 金 基 準 額 (23)×(22)又は(23)のいずれか多い金額		24			連 結 所 得 等 個 別 帰 属 額 (25)-(26)+(27)+(28)+(29)+(30)+(31)+(32)+(33)+(34)+(35)-(36)+(37)+(38)-(39)+(40)-(41)+(42)+(43)+(44)-(45)	46				
	連 結 個 別 留 保 税 額 の 計 算	留 保 金 個 別 帰 属 額 が あ る 連 結 法 人 の 連 結 所 得 等 個 別 帰 属 額 の 合 計 額 (14)の金額がある連結法人の(46)の合計額)				留 保 金 個 別 帰 属 額 が あ る 連 結 法 人 の 連 結 所 得 等 個 別 帰 属 額 の 合 計 額 (14)の金額がある連結法人の(46)の合計額)	47				
		課 税 連 結 留 保 金 額 の 計 算 に お け る 連 結 所 得 等 の 金 額 (別表三の二「37」)				課 税 連 結 留 保 金 額 の 計 算 に お け る 連 結 所 得 等 の 金 額 (別表三の二「37」)	48				
課税連結留保金額の計算における所得基準額 (別表三の二「38」)			課税連結留保金額の計算における所得基準額 (別表三の二「38」)	49							
個 別 所 得 基 準 額 (49)×(47)又は(48)のいずれか多い金額			個 別 所 得 基 準 額 (49)×(47)又は(48)のいずれか多い金額	50							
				基 準 個 別 留 保 金 額 (14)-(24)、(50)又は0)		51					
連 結 個 別 留 保 税 額 の 計 算											
年 3,000 万 円 相 当 額 以 下 の 金 額 (51)又は(3,000万円× $\frac{1}{12}$)のいずれか少ない金額)		52	円	(52)		の 10 % 相 当 額	55	円			
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 (51)-(52)又は(1億円× $\frac{1}{12}$)-(52)のいずれか少ない金額)		53		(53)		の 15 % 相 当 額	56				
年 1 億 円 相 当 額 を 超 え る 金 額 (51)-(52)-(53)		54		(54)		の 20 % 相 当 額	57				
連 結 留 保 税 額 の 個 別 帰 属 額 の 計 算											
連 結 個 別 留 保 税 額 (55)+(56)+(57)		58	円	連 結 留 保 税 額 (別表三の二「48」)		60	円				
各連結法人の連結個別留保税額の合計額 (各連結法人の(58)の合計額)		59		連 結 留 保 税 額 の 個 別 帰 属 額 (60)× $\frac{(58)}{(59)}$		61					